

土木部発注工事における I C T 活用工事 (I C T 舗装工 (修繕)) の試行要領

【受注者希望型】

(趣旨)

第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「 I C T 活用工事 (I C T 舗装工 (修繕)) 【受注者希望型】」(以下、「 I C T 舗装工 (修繕)」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。

(I C T 活用工事)

第 2 条 I C T 舗装工 (修繕) とは、以下に示す施工プロセス (①～⑤) において I C T を活用する工事とする。

【施工プロセス】

① 3 次元起工測量

工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下 1) ～ 3) から選択 (複数可) して測量を行うものとする。

ただし、前工事及び設計段階での 3 次元データが活用できる場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、 I C T 活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) T S (ノンプリズム方式) を用いた起工測量

② 3 次元設計データ作成

①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。

③ I C T 建設機械による施工

②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1) 2) に示す I C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則 (令和 7 年 3 月 31 日 国土交通省告示第 2 4 0 号) 付録 1 測量機器検定基準 2 - 6 の性能における検定基準を満たすこと。

- 1) 3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械※
- 2) 3 次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

※MC : 「マシンコントロール」の略称、MG : 「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ (高さ) をリアルタイム

に計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1) 2) から選択（複数可）して実施するものとする。

1) TS等光波方式を用いた出来形管理

2) 地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3)により実施するものとする。

3) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

2 ICT舗装工（修繕）の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。

なお、プロセスの選択は、「③ICT建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。

3 総合評価落札方式（施工計画評価型・施工能力評価型）において、加点対象となるのは、第2条に示す全ての施工プロセス（①～⑤）においてICTを活用する場合に限る。

（対象とする工事）

第3条 ICT舗装工（修繕）は、下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。

ただし、従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

表1 ICT舗装工（修繕）の対象工種種別

工事区分	工種	種別
・一般舗装工 ・道路維持 ・道路修繕	舗装工	・切削オーバーレイ工 ・路面切削工

※表1の各工種は土木工事標準積算基準書のICTに関する適用範囲を準用する。

（試行対象工事の調査）

第4条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。

（発注）

第5条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。

- 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、入札公告に I C T 舗装工(修繕)の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うこととする。

（I C T 活用工事の実施手続）

第6条 I C T 舗装工(修繕)の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書（I C T 活用工事計画書）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、I C T 舗装工(修繕)を実施することができる。

- 2 I C T 舗装工(修繕)として発注していない工事においても受注者から希望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者希望型と同様の取り扱いとすることができる。

（設計変更）

第7条 発注者は、I C T 舗装工(修繕)の実施を指示した場合、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3次元起工測量・3次元設計データ作成、I C T 施工および出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。

（工事成績）

第8条 I C T 舗装工(修繕)を第2条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で2点を加点するものとする。

なお、施工プロセスを選択して実施した場合は1点を加点するものとする。

（アンケート調査）

第9条 受注者は、別紙の「I C T 活用工事実施にかかるアンケート調査」を提出するものとする。

（監督・検査）

第10条 I C T 舗装工(修繕)を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和8年10月1日時点のものを適用するものとする。

※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省 HP より）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用）

令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用）

令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用）

令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用）

令和 8 年 9 月 30 日改定（令和 8 年 10 月 1 日適用）